

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

## 山梨国民年金 事案 308

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

昭和53年頃に国民年金の未納期間を一括して納付できるという制度があることを知り、A区役所で国民年金の加入手続をするとともに、未納期間の保険料を一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、特例納付の制度を知り、A区役所窓口において国民年金加入手続を行い、全ての未納期間の保険料を特例納付により納付する申出を行ったとしているところ、社会保険事務所（当時）の「附則4条納付者リスト」によれば、昭和49年4月から同年11月までの期間及び52年4月から53年2月までの期間について、19か月分の保険料を特例納付により納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和53年3月までの国民年金の被保険者期間が正しく記載され、A区役所のゴム印が押されていることから、申立人が特例納付の申出を行った際に、当時未納となっていた昭和49年4月から同年11月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間について、特例納付により保険料が納付できることを指導されたものと考えられる。

しかしながら、実際に特例納付の記録が確認できるのは、申立期間の1か月を除いた期間となっており、全ての未納期間の保険料を納付する意思を示

したにもかかわらず、1か月だけ保険料が未納となっていることは不自然であり、特例納付の納付書が作成された際に、何らかの誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで  
夫と一緒に昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料について免除申請をしたのに、私の年金記録だけ保険料が未納とされている。申立期間が保険料の免除期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人が昭和 61 年 7 月 14 日付けで免除申請をした同年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料の記録が、61 年 12 月 18 日に取り消されたことが確認でき、A 市が保管する国民年金保険料納付記録には、申立期間について「未納」のゴム印が押されている。

しかし、申立人と同時に免除申請をした夫は、昭和 61 年 12 月 12 日に免除が承認されていることから、同一世帯で生活を共にしている夫婦の一方である申立人だけ免除が認められないのは不自然である。

また、申立期間は比較的短期間であり、その前後の期間は夫婦共に保険料免除期間とされているところ、申立人の夫の事業の内容は、申立期間の前後を通じて、免除申請が取り消される理由に該当するほどの変化があった事情はうかがえず、申立人についてだけ免除が認められないことに合理的な理由は見当たらない。

さらに、社会保険事務所（当時）の免除申請に関する資料は、保存期限経過のため廃棄されており、申立人に係る申立期間の免除が取り消された事情は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和43年8月21日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月21日から同年9月2日まで

昭和42年4月1日にA社に入社し、平成16年6月25日までの間、継続して勤務していた。昭和43年8月21日に、本社からB工場に転勤したが、給料も継続して支給されており、厚生年金保険の加入記録が1か月抜けていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録簿及び在籍期間証明書により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年8月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年8月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年12月から9年7月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から同年12月31日まで  
② 平成8年12月31日から9年8月1日まで

申立期間①については、実際の給与月額と年金の記録が違う。申立期間②については、平成9年7月31日まで勤務していたのに年金の記録が無いので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、当初申立人が主張する26万円と記録されていたところ、平成9年7月24日付けで、資格取得日（8年8月1日）に遡って9万2,000円に引き下げられて、厚生年金保険被保険者資格喪失日（8年12月31日）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の代表者を含む全従業員（10名）について、申立人と同様に、平成9年7月24日付けで、8年8月1日に遡って標準報酬月額を引き下げが行われていることが、オンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人の元同僚から提出された、平成8年9月から9年5月までの給料支払明細書において遡及訂正前の厚生年金保険料が控除されて

いることが確認できる。

また、申立人は、A社に係る登記簿から、平成8年1月31日に監査役に就任していることが確認できるが、申立人は、「同社のB県C市にあった工場でD業務を行っており、経理や総務、社会保険事務関係はEの本社で行っており、自身に権限や関与は無かった。」と主張しており、同社同工場での元同僚も同様の証言をしている。

さらに、申立人は、「C市で事務をしていた事務員から保険料を社会保険事務所に払っていないという話を聞いた。」と供述している上、「給与の遅配があった。」と供述しており、E本社で勤務していた者は、「会社の経営状況は悪かった。」と証言していることから、社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、前出の元同僚のほか2名の年金記録については、不適正な遡及訂正処理として社会保険事務所において標準報酬月額に係る記録訂正が行われている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年7月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について8年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、26万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が平成9年7月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、8年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理をされているが、当該事業所の代表者を含む全従業員（10名）について、申立人と同様に、9年7月24日付けで、同日に遡って資格喪失した旨の処理が行われていることが確認できる上、申立人のほか元同僚2名の雇用保険の記録では、離職年月日が同月31日であることが確認できることから、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同日まで勤務していた元同僚2名の年金記録については、不適正な遡及訂正処理として社会保険事務所において資格喪失日に係る記録訂正が行われている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成8年12月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の

記録における離職日の翌日である9年8月1日であると認められる。

また、平成8年12月から9年7月までの標準報酬月額については、遡及訂正前の申立人のA社における8年11月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 43 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 43 年 8 月まで  
当時、A 業の会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は無いと言われたので、厚生年金保険に加入していなかったとすれば、国民年金の保険料を納付していたはずなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時印刷会社に勤務してはいたものの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、国民年金保険料を納付していたはずだと申し立てているが、申立人及びその妻も病気療養中であり、当時の状況を聴取することができないため、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時居住していた B 区において払い出されている申立人の国民年金手帳記号番号は、払出日は不明であるが、その妻が厚生年金保険の資格を喪失した昭和 43 年 9 月 21 日以降に、夫婦共に加入手続を行った際に払い出されたものと考えられ、厚生年金保険の資格喪失後すぐに国民年金の加入手続を行っていたとしても、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 41 年 6 月までの期間については、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間のうち、婚姻後の昭和 40 年 8 月から 43 年 8 月までの期間については、配偶者が厚生年金保険に加入していることにより、任意加入の期間となり、申立人が保険料を納付するためには任意加入手続が必要となるが、申立人が任意加入手続を行っていた形跡は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨国民年金 事案 311

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から同年7月まで

私は会社を退職し仕事を探していたとき、地域の民生委員の勧めにより母親が国民年金への加入手続をし、保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月4日にA町（現在は、B市）において払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、A町の国民年金被保険者カード及び社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳には、いずれも資格取得日が昭和52年6月22日と記載されており、申立期間は納付の勧奨等が行われな国民年金未加入期間とされている。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、当時の事情を聴取することはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの期間及び47年7月から同年8月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から47年3月まで  
② 昭和47年7月から同年8月まで

当時、20歳になったときに母親が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれていた。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時に母親がA市において国民年金の加入手続をし、母親自身の国民年金保険料と毎回一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、A市で昭和47年7月28日に払い出されたものであり、その時点で45年12月から47年3月までは過年度保険料となるため、集金人による納付はできない期間である。

また、申立期間①及び②について、A市保管の被保険者台帳は、社会保険事務所(当時)が保管している台帳の記録と同一内容であり、その記録に不自然なところも見られない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、ほかに保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 5 日から 47 年 7 月 16 日まで  
② 昭和 47 年 7 月頃から 48 年 12 月頃まで  
③ 昭和 49 年 1 月 10 日から 50 年 2 月 21 日まで

申立期間①及び③については、昭和 50 年 4 月 3 日に脱退手当金を受給したことになっているが、退職後住所も変わっており、受給した記憶も無いので納得できない。

また、申立期間②については、1 年以上勤務したはずなのに厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③の脱退手当金については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の支給を意味する「脱」の字に「○」印が付けられているとともに、申立期間①及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 50 年 2 月 21 日）から約 1 か月半後の昭和 50 年 4 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたこと

は推認されるものの、当該同僚が同社において勤務した期間は申立期間の一部の期間だったため、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人は同僚及び上司の名前の記憶が無いことから聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、不自然な訂正等の痕跡も無い上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっているため、申立人の給与からの保険料控除について確認できる関連資料は無い。

このほか申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 11 月 15 日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当初 30 万円だったが、厚生年金の記録は 9 万 2,000 円となっている。この記録を本来の標準報酬月額 30 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 7 年 10 月から 9 年 10 月までは 30 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前の同年 11 月 13 日付けで、申立期間の全てについて、遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る登記簿及び申立人の申述から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）の職員が会社に来て、「厚生年金保険料等の滞納があり、保険料を納めなければ財産の差し押さえになる可能性がある。」と言われたと申述しており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、「当該標準報酬月額の減額処理については、社会保険事務所の職員から説明を受けた覚えは無い。」、「私一人で社会保険事務所の職員に対応した。」と申述しており、申立期間に係る平成 9 年 11 月 13 日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 447

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
申立期間、A局に臨時補充員として勤務していたが、厚生年金の被保険者記録が無いのは納得がいかないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A局が提出した履歴書（人事記録書）により、申立人が申立期間について、同局に臨時補充員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A局及びB社C支店に照会したが、これを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、オンライン記録によると、A局は、昭和 53 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同局は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。